平成２８年（フ）第１７２９号
名古屋市西区中沼町71番地　セシボンⅢ103号、従前の住所名古屋市西区清里町352番地
債務者　滝澤　　澪
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７４４号
愛知県知多市梅が丘１丁目95番地　グランドール梅が丘301
債務者　鰐部　里美（旧姓浦瀬）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７８２号
名古屋市名東区上社２丁目212番地　リバーサイドマンション805号
債務者　馬渕　留菜
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３号
岡山県倉敷市新田2415番地１　Ｊシティー倉敷909
債務者　北橋　弘典
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
岡山県倉敷市加須山459番地　田中コーポ202号
債務者　澤田　加代
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
茨城県つくばみらい市伊奈東71番地16
債務者　日下部亜矢子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１１号
茨城県つくば市高見原２丁目３番地１
債務者　中嶋　理江（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０３号
埼玉県川口市芝５丁目21番34号　シャトレーⅡ　202号
債務者　大島　優子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４１号
埼玉県吉川市吉川１丁目５番地15　リバシティ201号
債務者　鈴木　俊昭
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目11番11―704号
債務者　西濱みどり
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４８号
相模原市中央区上溝７丁目３番24号
債務者　大竹　孝一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３８７号
静岡県駿東郡清水町柿田184番地の９
債務者　板倉　大介
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０３８号
北海道千歳市信濃４丁目６番11号　スリードレインハイツⅦＡ号
債務者　坂下　亜子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４９号
札幌市北区北33条西７丁目１番18―206号
債務者　宮嶋真知子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０５９号
札幌市白石区菊水７条２丁目１番32号　アーバンライフ菊水102号
債務者　亀田　　瞳
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０６４号
札幌市東区北５条東９丁目１番14号　シティハイツ205号
債務者　片山　昌樹
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８１号
北海道北広島市輝美町５番地１　Ａ６―40
債務者　菅　　忠史
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部